

# 公 募 公 告

平成15年度 広域営農団地農道整備事業 若狭西地区 第6号工事について、指名競争入札に参加を希望する場合は下記により応募資料を提出すること。

なお、提出された資料は指名業者を選考するに当たっての参考資料とするものであり、応募資料の提出が直ちに指名につながるものではない。

平成15年10月20日

福井県知事 西 川 一 誠

## 記

### 1 指名競争入札に付する事項

- (1) 工事名 平成15年度 県営広域営農団地農道整備事業  
若狭西地区 第6号工事
- (2) 工事場所 福井県小浜市生守地係
- (3) 工事概要 橋梁上部工 1式 (今富大橋)
- ・ 橋 長 全延長 202.4m の内 99.7m
  - ・ 支間長 57.5+85.0+57.5m の内 57.5+41.0m
  - 幅 員 標準部：9.2m(車道幅員 6.0m)  
拡幅部：12.2～9.2m(9.0～6.0m)
  - ・ 3径間連続PC箱桁橋 製作・架設一式(内 1.5径間)
- 付帯工 1式
- (4) 工 期 平成16年3月25日まで
- (5) 設 計 額 380,950,000 円  
(消費税および地方消費税相当分を除く。)

### 2 応募に必要な資格

応募資料を提出することができる者は、次の(1)から(7)に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 応募資料の提出期間の末日において、福井県の競争入札参加資格について土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること  
(会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続き開始の

申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、福井県が別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

- ( 2 ) 応募資料の提出期間の末日において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ( 3 ) 応募資料の提出期間の末日において、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。
- ( 4 ) 応募資料の提出期間の末日において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。

または退職一時金制度を有していること。

- ( 5 ) 応募資料の提出期間の末日において、会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（ 2（1）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- ( 6 ) 平成 5 年度以降において、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として、次のア～エのいずれの条件も満たす橋梁上部工事を施工した実績を有しており、かつ、国内において、日本工業規格認定（JISA5373）の PC 工場を有するものであること。

ア 連続 PC 箱桁橋製作・架設工事

イ 車道橋

ウ 支間長 50 m 以上

エ 片持架設工法

- ( 7 ) 次のア、イの条件を満たす建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者または同条第 2 項および第 4 項に規定する監理技術者（以下「監理技術者等」という。）で、国家資格を有する者をこの工事現場に専任で配置することができること。

ア 一級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

イ 平成 5 年度以降において、監理技術者等として、2（6）に掲げる橋梁工事を施工した経験を有するものであること。（現場代理人としての経験は不可。）

### 3 応募資料の提出

#### (1) 応募手続等

この入札に参加を希望する者は、平成15年10月29日(水)までに下記の応募資料を提出しなければならない。

ア 応募資料提出書(様式第1号)

イ 同種同程度の工事(2(6)に掲げる橋梁上部工事)の施工実績(様式第2号)

ウ 配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(様式第3号)

本工事の落札者決定後、落札価格(入札書記載額に消費税および地方消費税を加えた額をいう。)が500万円以上となった場合には、契約前に上記提出書類ウで申請された配置予定技術者について、専任制等の確認を行う。

この確認の結果、当該工事現場に技術者が適正に配置できない場合には、入札心得第14の規定に基づき、契約をしないことがある。

当該入札参加申請に当たっては、実際に配置を予定している技術者について申請すること。

#### (2) 提出期間等

ア 提出期間

平成15年10月20日(月)から平成15年10月29日(水)まで(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

福井県小浜市遠敷1丁目101(合同庁舎)

福井県嶺南振興局若狭県民サービス室総務企画グループ

ウ 提出方法

応募資料は持参して提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

エ 提出部数

正1部 副1部

#### (3) 指名または非指名の通知

指名または非指名については、書面により通知する。なお、非指名の

場合はその理由もあわせて通知する。

( 4 ) 苦情申立て

ア 応募資料を提出した者のうち、指名されなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合には、非指名理由の通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、氏名および住所、この入札に係る工事名、不服のある事項および不服の根拠となる事項を記載した書面を応募資料の提出場所に提出しなければならない。

ウ イの書面は持参して提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

エ ウの書面の提出があったときは、県は、当該書面を提出した者に対し、書面により回答する。

4 図面等の配布

この入札に参加を希望する者は、図面（概略）等の写しの配布を受けることができる。

( 1 ) 配布期間

応募資料の提出期間と同じとする。

( 2 ) 配布場所

応募資料の提出場所と同じとする。

5 その他

その他不明な点については、福井県嶺南振興局若狭県民サービス室総務企画グループ（電話 0770-56-2211 内線 454）に照会すること。

( 様式第 1 号 )

( 用紙 A 4 )

## 応 募 資 料 提 出 書

平成 年 月 日

福井県知事 西川 一誠 殿

住 所

名 称

代表者

印

平成 1 5 年 1 0 月 2 0 日付けで公告のありました、平成 1 5 年度  
広域営農団地農道整備事業 若狭西地区 第 6 号工事 の入札に参  
加する意志がありますので、下記の資料を提出します。

なお、別添資料の内容については事実と相違ないことを誓約しま  
す。

### 記

- 1 同種同程度の工事の施工実績を記載した書面
- 2 配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経  
験等を記載した書面



( 様式第 2 号 )

( 用紙 A 4 )

## 同 種 同 程 度 の 工 事 の 施 工 実 績

名 称 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

項 番号	目	例	
工 事 名 称 等	工事名		
	発注機関名	( 県 事務所等 )	
	施工場所	( 都道府県名・市町村名 )	
	契約金額	( 最終契約金額 )	
	工 期	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
	受注形態	単体 / 共同企業体 ( 出資比率 )	
工 事 概 要 等	橋 名	( 橋 )	
	構造・形式	( 径間連続 P C 箱桁橋、車道橋 )	
	橋 長	m	
	支 間 長	m + m + m	
	幅 員	m + m + m	
	架設工法	( 片持架設工法、支保工架設工法 )	

注1 公告2(6)の施工実績を確認できる工事について、1件以上記入すること。

注2 契約書の写しまたはコリンズの工事カルテ等、施工実績が確認できる資料を添付すること。

(様式第3号)

(用紙A4)

## 配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等

名 称

項 氏名	目	(現場代理人：会社名)	(監理技術者等：会社名)
最終学歴		大学 学科 年卒業	
法令による免許		一級土木施工管理技士 (取得年および登録番号)	
工 事 名 称 等	工事名		
	発注機関名	( 県 事務所等 )	
	施工場所	( 都道府県名・市町村名 )	
	契約金額	( 最終契約金額 )	
	工期	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者	
工 事 概 要 等	橋名	( 橋 )	
	構造・形式	( 径間連続PC箱桁橋、車道橋 )	
	橋長	m	
	支間長	m + m + m	
	幅員	m + m + m	
	架設工法	( 片持架設工法、支保工架設工法 )	



- 注 1 現場代理人および公告 2 ( 7 ) の条件を確認できる監理技術者等について記入すること。
- 注 2 法令による免許の写しを添付すること。
- 注 3 現場代理人および主任技術者または監理技術者は、同一人が兼ねることができる。